

岐阜県犯罪被害者等支援に係る被害者参加制度弁護士費用助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岐阜県犯罪被害者等支援に係る被害者参加制度弁護士費用助成金（以下「助成金」という。）の交付について、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 助成金は、岐阜県犯罪被害者等支援条例（令和3年岐阜県条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、被害者参加人として被告事件の手續に参加する場合における弁護士費用の一部を助成することにより、犯罪被害者、その家族又は遺族等の負担軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、「犯罪」とは、条例第2条第1号に規定する犯罪等のうち、刑法（明治40年法律第45号）その他日本国における刑罰法令に規定する行為（刑法第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為を除く。）をいう。

2 この要綱において、「犯罪被害」とは、次のいずれか（未遂を含む。）に該当する犯罪（第3号に該当するものにあつては、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第316条の33第1項各号に掲げる罪に該当するものに限る。）の被害をいう。

(1) 殺人、強盗致死傷、性犯罪（刑法に規定する身体に対する侵害を内容とする性犯罪に限る。）、略取・誘拐、人身売買、逮捕・監禁、逮捕等致死傷、傷害致死又は全治1か月以上の傷害

(2) 死亡ひき逃げ、ひき逃げ、交通死亡事故、全治3か月以上の傷害を負った交通事故又は危険運転致死傷

(3) その他生命又は身体を害する行為で知事が必要と認めるもの

3 この要綱において、「犯罪被害者」とは、犯罪被害を受けた者をいう。

4 この要綱において、「被害者参加人」とは、刑事訴訟法第316条の33第3項に規定する被害者参加人をいう。

5 この要綱において、「着手金」とは、弁護士費用のうち、活動の着手に要する費用をいう。

6 前各項に定めるもののほか、この要綱における用語の定義は、条例で使用する用語の例による。

(助成対象者)

第4条 助成対象者は、犯罪被害者若しくは犯罪被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹（以下「犯罪被害者等」という。）又は犯罪被害者の法定代理人とする。

(助成対象費用)

第5条 助成金の交付対象となる費用は、刑事訴訟法第316条の34から第316条の38までに規定する行為を弁護士に委託した際の着手金とし、その額は、20万円を限度とす

る。ただし、同一の犯罪被害に対し、1回に限り交付するものとする。

(要件)

第6条 知事は、予算の範囲内で、次の各号に掲げる要件の全てを満たすときに助成金を交付するものとする。

- (1) 犯罪被害者が、犯罪被害を受けたとき、岐阜県内に住所を有していたこと。
 - (2) 申請者が、刑事訴訟法第316条の33第1項の規定による許可を受けていること。
 - (3) 申請者が、刑事訴訟法第316条の34から第316条の38までに規定する行為を弁護士に委託し、着手金を支払っていること。
 - (4) 前号の規定による委託について、国、他の地方公共団体又は日本司法支援センター（総合法律支援法（平成16年法律第74号）第13条に規定する日本司法支援センターをいう。）による支援を受けていないこと。
- 2 知事は、第1号に掲げる場合にあつては助成金を交付しないものとし、第2号に掲げる場合にあつては助成金を交付しないことができるものとする。
- (1) 申請者（犯罪被害者の家族及び遺族が申請する場合にあつては、申請者及び犯罪被害者）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者と認められる場合
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、申請者と加害者との関係その他の事情から助成金を交付することが社会通念上適切でない認められる場合

(交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、岐阜県犯罪被害者等支援に係る被害者参加制度弁護士費用助成金交付申請書兼実績報告書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。ただし、知事が認める場合は、書類の一部を省略し、又は他の書類で代替することができるものとする。

- (1) 前条第1項第2号に規定する許可を受けていることを証明する書類
- (2) 申請者が弁護士委任契約を締結していることを証明する書類（委任契約書の写し等）
- (3) 弁護士委任契約に係る着手金の金額及び申請者がその着手金を支払ったことを証明する書類（領収書の写し等）
- (4) 犯罪被害者が犯罪被害を受けた時に岐阜県内に住所を有していたことを証明する書類（住民票の写し、戸籍附票の写し等）
- (5) 申請者が犯罪被害者の配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹又は犯罪被害者の法定代理人である場合にあつては、申請者と犯罪被害者の関係性を証明することができる書類（戸籍謄本又は抄本等）
- (6) 代理人が申請する場合にあつては、助成対象者が申請できないことを証明する書類（成年被後見人の登記事項証明書等）及び助成対象者と代理人の関係性を証明する書類
- (7) その他知事が必要と認める書類

2 助成対象者が未成年、成年被後見人、被保佐人、被補助人であるなど、やむを得ない事情により申請ができない場合は、本人に代わって代理人が申請することができる。

3 申請者は、着手金の支払の日から起算して1年以内に岐阜県犯罪被害者等支援に係る被害者参加制度弁護士費用助成金交付申請書兼実績報告書（別記様式第1号）を提出しなければならない。ただし、やむを得ないと知事が認めるときは、この限りでない。

（支援コーディネーターによる支援）

第8条 申請者又は代理人は、前条の規定により提出する交付申請書兼実績報告書の内容が第6条の規定に適合することの確認その他の申請に関する支援を、岐阜県犯罪被害者等支援調整会議の運営に関する要綱第5条に規定する支援コーディネーターに求めることができる。

2 支援コーディネーターは、助成金を申請しようとする者が岐阜県犯罪被害者等支援調整会議の運営に関する要綱第7条に規定する支援対象者に該当し、岐阜県犯罪被害者等支援調整会議（以下「支援調整会議」という。）による支援が必要であると認める場合は、助成金の申請と併せて、支援調整会議による支援を要請する意思について確認するものとする。

（交付決定及び交付額の確定）

第9条 知事は、第7条第1項に規定する交付申請書兼実績報告書の提出があったときは、申請者と弁護士委任契約を締結した弁護士から被害者参加制度に係る弁護士委任契約証明書（別記様式第2号）を徴収するほか、必要に応じて関係機関へ照会を行う等により、その内容を調査するものとする。

2 知事は、前項の規定による調査により助成金を交付すべきと認めたときは、交付の決定及び交付額の確定を行い、岐阜県犯罪被害者等支援に係る被害者参加制度弁護士費用助成金交付決定等通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第10条 規則第8条第1項の知事の定める期日は、前条第2項の規定による通知を受けた日から20日を経過する日とする。

（交付）

第11条 知事は、第9条の交付の決定及び交付額の確定を行ったときは、遅滞なく、申請者に助成金を交付するものとする。

（届出）

第12条 申請者は、第6条第2項各号のいずれかに該当するに至ったときは、助成制限事項該当届出書（別記様式第4号）により速やかに知事に届け出なければならない。

2 申請者は、助成金の交付を受けた後に、加害者又はその関係者から助成対象費用の弁償を受けたときは、弁護士費用弁償届出書（別記様式第5号）に、その事実が確認できる書類を添付して、速やかに知事に届け出なければならない。

3 申請者は、助成金の交付を受けた後に、弁護士委任契約の解除等により着手金の全部又は一部の返金を受けたときは、弁護士費用返金届出書（別記様式第6号）に、その事実が確認できる書類（領収書の写し等）を添付して、速やかに知事に届け出なければならない。

(決定の取消し)

第13条 知事は、次のいずれかに該当したときは、規則第17条第1項の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 前条各項の規定による届出を受けたとき。
- (2) 第6条第2項第2号又は前条第2項若しくは第3項に規定する場合に該当することが判明したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき。

2 知事は、第6条第2項第1号に該当することが判明したときは、規則第17条第1項の規定により助成金の交付の決定の全部を取り消すものとする。

3 知事は、前2項の規定により交付の決定を取り消した場合は、岐阜県犯罪被害者等支援に係る被害者参加制度弁護士費用助成金交付取消決定通知書（別記様式第7号）により申請者に通知するものとする。

(返還)

第14条 前条第1項又は第2項の規定により交付の決定を取り消した場合において、助成金の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、知事は、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(個人情報の保護)

第15条 個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」によるものとする。

(調査)

第16条 知事は、必要に応じて、助成金の交付を受けた者若しくは代理人に報告を求め、又は職員に調査を行わせることができる。

(その他)

第17条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日以降に締結した弁護士委任契約について、令和6年度分の予算に係る助成金から適用する。

様式第1号（第7条関係）

岐阜県犯罪被害者等支援に係る被害者参加制度弁護士費用助成金
交付申請書兼実績報告書

年 月 日

岐阜県知事様

（申請者）

ふりがな
申請者氏名

（代理人の身分及び氏名）

申請者と被害者の続柄

申請者の住所

電話番号（ ） —

岐阜県犯罪被害者等に係る被害者参加制度弁護士費用助成金の交付を受けたいので、下記のとおり、交付の申請及び実績の報告をします。

1 犯罪による被害について（分かる範囲でご記入ください。不明な箇所は空欄で結構です。）

被害を受けた方	氏名	
	生年月日	年 月 日
被害を受けた時	年 月 日	
被害を受けた場所	（市区町村名）	
被害の概要		
取扱警察署	警察署	
被害届等受理番号		

2 弁護士委任契約について

事務所名	
事務所住所	
弁護士名	

岐阜県犯罪被害者等支援に係る被害者参加制度弁護士費用助成金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）の提出に際しては、次に掲げる書類を添付してください。

添 付 書 類	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 刑事訴訟法第316条の34から第316条の38までに規定する行為を弁護士に委託していることを証明する書類（委任契約書の写し等）<input type="checkbox"/> 刑事訴訟法第316条の34から第316条の38までに規定する行為を弁護士に委託する契約に係る着手金の金額及び申請者がその着手金を支払ったことを証明する書類（領収書の写し等）<input type="checkbox"/> 犯罪被害者が犯罪を受けた時に岐阜県内に住所を有していた者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍附票の写し等）<input type="checkbox"/> その他知事が必要と認める書類<input type="checkbox"/> 振込先預金通帳の表紙（口座番号及び口座名義が分かるもの）の写し <p>ア 申請者が犯罪被害者の配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹又は犯罪被害者の法定代理人である場合</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 申請者と犯罪被害者の関係性を証明する書類（戸籍謄本又は抄本等） <p>イ 被害者参加人が成年被後見人、被保佐人、被補助人など、やむを得ない事情により申請ができない場合において、代理人が申請する場合</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 被害者参加人が申請できないことを証明する書類（成年被後見人等の登記事項証明書の写し等）<input type="checkbox"/> 被害者参加人と代理人の関係性を証明する書類 <p>【注意】</p> <ul style="list-style-type: none">※住民票の写しその他の証明書については、発行日から3か月以内のもの※住民票については、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの
------------------	---

様式第2号（第9条第1項関係）

被害者参加制度に係る弁護士委任契約証明書

年 月 日

岐阜県知事 様

ふりがな
弁護士名

登録番号

事務所の住所

電話番号

() -

岐阜県犯罪被害者等支援に係る被害者参加制度弁護士費用助成金交付要綱に定める弁護士委任契約を下記のとおり締結し、当該契約にかかる活動の着手に要する費用（「着手金」という。）を受領済みであることを証明します。

記

1 契約の相手方

2 契約日

年 月 日

3 委任契約にかかる着手金額（消費税及び地方消費税を含む）

円

（うち受領済額（消費税及び地方消費税を含む）

円）

（住所）

（氏名）

様

岐阜県知事

岐阜県犯罪被害者等支援に係る被害者参加制度弁護士費用助成金
交付決定等通知書

年 月 日付けで交付の申請及び実績の報告のあった標記の助成金について、下記のとおり岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号）第5条第1項の規定による交付の決定及び同規則第14条の規定による交付額の確定をいたしましたので、通知します。

記

1 助成金を交付します 助成金額 金 _____ 円

2 申請の取下げ

助成金の交付の申請をした者は、この決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、申請を取り下げるときは、この通知を受けた日から20日以内に、その旨を記した書面を知事に提出しなければならない。

3 知事への届出

申請者は、助成を受けた助成対象費用について、岐阜県犯罪被害者等支援に係る被害者参加制度弁護士費用助成金交付要綱（以下「要綱」という。）第6条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき、加害者若しくはその関係者から助成対象費用の弁償を受けたとき、又は弁護士委任契約の解除等により着手金等の全部若しくは一部の返金を受けたときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

4 交付決定の取消し及び返還

次のいずれかに該当した場合は、助成金交付決定の全部又は一部を取り消し、又は助成金の返還を命ずる。

- (1) 申請者から岐阜県補助金等交付規則第8条の規定による申請の取り下げがあったとき。
- (2) 要綱第12条各項の規定による届出があったとき。
- (3) 要綱第6条第2項第2号又は要綱第12条第2項若しくは第3項に規定する場合に該当することが判明したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき。

要綱第6条第2項第1号に該当することが判明した場合は、助成金交付決定の全部を取り消し、又は助成金の返還を命ずる。

5 その他 岐阜県補助金等交付規則及び要綱を順守すること。

様式第4号（第12条第1項関係）

助成制限事項該当届出書

年 月 日

岐阜県知事 様

届出者氏名 _____
被害者との続柄 _____
届出者の住所 _____
電話番号 () _____

私は、岐阜県犯罪被害者等支援に係る被害者参加制度弁護士費用助成金交付要綱（以下「要綱」という。）第6条第2項第 号に該当する者となったので、要綱第12条第1項の規定により届け出ます。

（要件）

第6条 （中略）

- 2 知事は、第1号に掲げる場合にあつては助成金を交付しないものとし、第2号に掲げる場合にあつては助成金を交付しないことができるものとする。
- (1) 申請者（犯罪被害者の家族及び遺族が申請する場合にあつては、申請者及び犯罪被害者）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者と認められる場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、申請者と加害者との関係その他の事情から助成金を交付することが社会通念上適切でない認められる場合

様式第5号（第12条第2項関係）

弁護士費用弁償届出書

年 月 日

岐阜県知事 様

届出者^り氏^が名^な _____
被害者との続柄 _____
届出者の住所 _____
電話番号 (_____) _____

このたび、加害者又はその関係者から助成対象費用のうち下記の金額について弁償されましたので、岐阜県犯罪被害者等支援に係る被害者参加制度弁護士費用助成金交付要綱第12条第2項の規定により、届け出ます。

記

- 1 助成金の交付決定を受けた年月日及び助成金額
_____年 _____月 _____日 _____円
- 2 今回弁償された金額 _____円
- 3 すでに弁償されている金額 _____円
- 4 未弁償の残額 _____円
- 5 添付書類
 加害者又はその関係者から助成対象費用の弁償を受けたことが確認できる書類

（住所）
（氏名）

様

岐阜県知事

岐阜県犯罪被害者等支援に係る被害者参加制度弁護士費用助成金
交付取消決定通知書

岐阜県犯罪被害者等支援に係る被害者参加制度弁護士費用助成金交付要綱（以下「要綱」という。）第13条第1項又は第2項の規定により、本助成金の交付の決定を取り消したので、通知します。

記

1 取消対象者氏名

2 取消対象助成金額 金 円

3 取消事由

- (1) 要綱第13条第1項第1号に該当したため。
- (2) 要綱第13条第1項第2号に該当したため。
- (3) 要綱第13条第1項第3号に該当したため。
- (4) 要綱第13条第2項に該当したため。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 個人情報の保護の重要性を認識し、本業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 本業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。業務が終了した後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 本業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 本業務に関して知り得た個人情報を目的以外のために利用し、又は提供してはならない。

(適正管理)

第5 本業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 本業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であることを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(注) この特記事項は、本業務に携わる全ての者に適用するものとする。